

会 議 録
-------

会 議 の 名 称	令和6年度 第5回児童の放課後対策審議会
開 催 日 時	令和6年10月16日（水） 午後3時～
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第3委員会室
出 席 者	会 長：大西 雅裕 副会長：後閑 容子 委 員：青島 弘、伊勢 正子、植田 暁美、妹尾 忍、 代田盛一郎、蔦田 夏、中口 武、大和 美穂
欠 席 者	委 員：牧野 好秀
案 件 名	【協議案件】 （1）（仮称）児童の放課後を豊かにする行動計画（素案）について 【報告案件】 （1）留守家庭児童会室等での三期休業期昼食サービス 試行実施結果について （2）その他
提出された資料等の 名 称	資料1 （仮称）児童の放課後を豊かにする行動計画（素案） 資料2 留守家庭児童会室等での三期休業期昼食サービス試行 実施結果について 参考資料1 これまでの意見等と施策の方向性 参考資料2-1 【児童】昼食サービスに関するアンケート調 査結果 参考資料2-2 【保護者】昼食サービスに関するアンケート 調査結果 参考資料3 （仮称）放課後を豊かにする行動計画策定に向 けたスケジュール
決 定 事 項	・（仮称）児童の放課後を豊かにする行動計画（素案）につ いて説明を行い、委員のご意見を頂いた。 ・三期休業期昼食サービスの試行実施結果について、報告を 行った。 ・次回の審議会では、計画（案）についてご議論いただき、 答申をいただくことの承認を得た。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公開
傍聴者の数	2
所管部署 (事務局)	教育委員会 学校教育部 放課後子ども課

審議内容

【会長】

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第5回児童の放課後対策審議会を開催いたします。

委員の皆様には、公私御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

では、事務局より委員の出席状況の報告をお願いいたします。

【事務局】

本日の出席状況ですが、委員11名のうち出席委員10名となっております。枚方市附属機関条例第5条第2項により、会議が成立していることを報告させていただきます。

【会長】

ありがとうございます。それでは、報告のとおり定足数に達しているということですので、会議を始めてまいりたいと思います。

会議の前に、傍聴者へ資料の配付について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定第3条に基づき、本会議は公開となっております。審議会の配付資料については、傍聴者の閲覧に供するか、配付するよう努めることとなっておりますが、資料の取扱いに関して、傍聴者に配付するということがよろしいでしょうか。会長から御確認を取っていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

【会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、本日の資料の取扱いは、傍聴者に配付ということよろしいですか。

(意義なしの声あり)

【会長】

それでは、配付するということが決定いたします。事務局、よろしくをお願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。

**【会長】**

それでは次に、本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

**【事務局】**

本日の資料ですが、次第に続きまして、

資料1 (仮称) 児童の放課後を豊かにする行動計画(素案)

資料2 留守家庭児童会室等での三季休業期昼食サービス試行実施結果について

参考資料1 これまでの意見等と施策の方向性

参考資料2-1 【児童】昼食サービスに関するアンケート調査結果

参考資料2-2 【保護者】昼食サービスに関するアンケート調査結果

参考資料3 (仮称) 放課後を豊かにする行動計画策定に向けたスケジュール

資料は以上でございます。過不足等はございませんか。

**【会長】**

よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして、協議案件1の「(仮称) 児童の放課後を豊かにする行動計画(素案)」について、事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

では、資料1「(仮称) 児童の放課後を豊かにする行動計画(素案)」を御覧ください。

まず、目次ですが、1. 計画策定の背景・趣旨、2. 放課後行動計画の位置づけ、3. 放課後行動計画の期間、4. 総合型放課後事業の現状と課題、5. 放課後行動計画への児童等の意見の反映、6. アンケート調査等からみえてきたこと、7. 放課後児童対策の考え方と方向性、8. 放課後児童対策の実施計画と目標事業量等、9. 放課後児童対策の具体的方策・目標、10. 放課後行動計画の推進、以上10個の項目で構成しています。

次のページ1. 計画策定の背景・趣旨ですが、本市では、少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、令和2年3月に第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画を策定し、妊娠・出産からの切れ目のない子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に進めてまいりました。また、放課後児童対策につきましても、子ども・子育て支援事業計画の施策目標に掲げる子どもの個性や創造性を育む環境の整備や子育てと仕事の両立支援の実現に向け、国の新・放課後子ども総合プランを踏まえ、令和2年3月に児童の放課後を豊かにする基本計画を策定し、全ての児童を対象とした放課後の安全な居場所づくりと小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めてまいりました。さらに、令和5年度からは、全市立小学校で留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体的に運営する総合型放課

後事業の取組を、民間活力を活用しながら進めてきたところです。

放課後児童対策の取組は計画的に進めるため、児童の放課後を豊かにする基本計画の取組状況や課題等を検証の上、子どもの居場所づくりに関する指針など国の放課後児童対策の考え方を踏まえ、枚方市こども計画に掲げる放課後児童対策の行動計画として、枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画を策定し、児童にとってよりよい放課後等の居場所づくりを進めるものでございます。

次のページを御覧ください。

2. 放課後行動計画の位置づけですが、新・放課後子ども総合プランや放課後児童対策パッケージなど国の放課後児童対策の考え方を踏まえ、こども計画に掲げる放課後児童対策の行動計画とします。

下にイメージ図を載せております。こちらのイメージ図につきましては、今までの審議会でもお示ししているもので、こども計画との関係を示しております。

次のページを御覧ください。

こども計画と放課後行動計画との関連ですが、こちらも前回の審議会でお示ししている関係図です。こども計画の基本理念や施策目標、取組内容など、こども計画との整合性を図りながら放課後児童対策の具体的な方策や目標を定めてまいります。

次のページを御覧ください。

3. 放課後行動計画の期間につきましては、こども計画の期間に合わせ、令和7年度から令和11年度の5年間といたします。

次のページを御覧ください。

4. 総合型放課後事業の現状と課題について、こちらも前回の審議会でお説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

次のページを御覧ください。

こちらでは、課題を記載しております。①児童の権利の尊重ですが、職員一人ひとりが児童の最善の利益を考え、その権利について一層理解を深め、行動として行くことが必要となります。また、児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律を踏まえ、留守家庭児童会室等においても児童への性暴力等の防止措置を講じることが求められます。

②障害のある児童等への支援の充実ですが、障害のある児童等への適切な配慮や環境整備を行うとともに、職員の障害への理解を一層深め、児童の特性に応じた支援を行うことが求められます。

③児童の放課後のより良い居場所づくりですが、放課後健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対象事業である放課後オープンスクエアの両事業の趣旨に沿った、児童の主体性を重視した運営が求められます。留守家庭児童会室は、児童の遊びや生活の場として必要な老朽化対策などの環境整備や運営の質の向上を図っていく必要があります。放課後オープンスクエアについても、学校施設の有効活用を図りながら、よりよい児童の居場所となるようさらなる学校施設の活用や環境整備、運営の質の向上が求められます。両事業を一体的に運営するメリットである両事業間での異年齢の児童の交流や児童の自主的な交流が十分に図られていないため、連携の在り方の工夫が必要となります。

④いじめ問題等への対応について、児童の変化を見逃さないなど未然防止、早期解決に努

める一方、児童の育ち合いの場として、児童の「立ち直り」や「やり直し」の機会となるよう、また、児童が児童たちで解決できるよう、大人の側面援助が必要です。事案がいじめと考えられる場合は、関係機関と連携し組織的な対応を図ることが必要です。

⑤支援を必要とする子ども・若者と家庭を支援につなげる仕組みづくりについて、貧困問題をはじめ、家庭が抱える問題について学校や関係機関と連携強化を図り、児童の生活の変化を見逃さないよう見守る必要があります。また、学校給食のない三季休業期に家庭において十分な食事を取れない児童への支援について、市全体で連携して取り組む必要があります。

⑥就学前施設と留守家庭児童会室の円滑な接続。就学前施設と児童の状況についての情報共有や、就学前施設児童と留守家庭児童会室の児童同士の交流が求められます。

⑦多様な体験活動の推進。遊びは自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとっての認識や感情、主体性等の諸能力が統合される他に代え難い不可欠な活動です。こうした体験活動が得られる機会が児童によって格差が生じているほか、体験格差が学力格差につながることも指摘されており、体験活動の充実が求められます。

⑧枚方子どもいきいき広場事業への支援。地域の状況により後継者の育成や担い手不足、提供するプログラムの固定化などが課題となっており、これらに対する行政の支援が求められます。

⑨子育てしやすい環境づくり。共働き家庭の増加やフルタイム勤務が増加するなど、保護者の就労が多様化する中で、就学前に比べて子育てと仕事が両立しにくいなど、いわゆる「小1の壁」の問題や保護者のニーズも多様化していることから、ニーズや施策の優先順位を踏まえた上で、児童や保護者に寄り添った施策の充実が求められます。

次のページを御覧ください。

5. 放課後行動計画への児童等の意見の反映ですが、こちらは前回までの審議会でお示したものとなっております。アンケート調査や職員による意見聴取について記載しております。説明は割愛させていただきます。

次に10ページ、アンケート調査等からみえてきたこと。

こちらにつきましても、前回までの審議会でお示してきたもののまとめとなっております。説明は割愛させていただきます。

また、28ページを御覧ください。

こちらはまだ記載はできておりませんが、現在行っている学校や運営実施者への聞き取りのまとめを記載します。

次に29ページ、放課後児童対策の考え方と方向性ですが、こちらは2つの考え方を柱に方向性をまとめております。

まず1つ目の柱ですが、1. 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進。①ですが、留守家庭児童会室等での人権教育の推進としております。こちらはこれまでも取り組んできたところですが、職員一人ひとりが再度理解し、取り組む必要があることから、掲げています。留守家庭児童会室等において、放課後児童支援員等が子どもの権利について学び、児童一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行うとともに、児童の生活や遊びに影響のある事柄に関して児童が気持ちや意見を表現できる環境づくりと、それを放

課後児童支援員等が受け止めるよう配慮します。また、児童の権利や侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめ児童と保護者に周知し、事案発生時は適切に対応します。

次に②ですが、留守家庭児童会室等での性犯罪・性暴力防止対策の推進ですが、国で策定されましたこども性暴力防止法を踏まえ、本市でも取り組むものです。留守家庭児童会室について性犯罪・性暴力の防止措置の国の認定を受けるなど、児童の性犯罪・性暴力防止に向けた取組を推進いたします。

③配慮が必要な児童等への教育・保育の充実と支援。こちら、これまでも取り組んできた取組となります。また、審議会からも御意見をいただいております、より一層取り組む必要があることから載せております。障害の有無にかかわらず児童同士が遊び等を通してともに成長できるよう、障害のある児童への適切な配慮及び環境整備を行うとともに、児童の行動特性に応じて加配などの人員配置を行います。保育士や臨床心理士による巡回指導や職員研修により障害への理解を深め、児童の活動が充実できるよう努めます。

④いじめに対する取り組みの推進。こちら、同様にこれまで取り組んできたものとなります。より一層取り組む必要があることから載せております。いじめ防止については、学校・家庭と連携して枚方市いじめ防止基本方針のもと、いじめの未然防止に努めるとともに、総合型放課後事業の職員が、児童の小さな変化やいじめの兆候に気づいた場合は、全職員に情報を共有して、まずはいじめの背景にどのような要因があったのかをしっかりと分析を行い、組織的に対応いたします。

次のページを御覧ください。

⑤総合型放課後事業の質の向上と連携についてですが、こちらにつきましては本審議会からも多くの御意見をいただきましたので、考え方についてお示ししております。配慮を必要とする児童も含めた全ての児童が発達段階に応じて、仲間との触れ合いや遊びや生活の場を通して社会性や自立性が発揮できるよう事業の質の向上を目指します。子どもにとってよりよい居場所となるよう民間活力による事業運営の検証を行い、継続的、安定的な事業運営を行うことができる実施手法の在り方を検討します。また、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの児童の交流を図るなど、両事業の連携を進めます。

⑥職員の資質向上と人材確保。こちら、現在取り組んでおりますが、引き続き継続して取り組んでまいりたいと考えております。人材育成を図るとともに、事業の継続性、安定性を確保するため、必要な人材確保に努めてまいります。

⑦施設等の環境整備、また⑧の学校施設の有効活用ですが、施設の老朽化やトイレ改修の課題、また保護者アンケートからも御意見をいただいております。また、本審議会からも環境の整備や施設の活用について御意見をいただいておりますので載せております。支援単位あたりの児童数や設備の基準に沿った運営となるよう、留守家庭児童会室の必要な環境の整備を行います。留守家庭児童会室の老朽化対策については、学校の教室の活用状況も踏まえ、今後の児童数や利用児童数の推移を見極め、学校施設の有効活用を図りながら計画的に環境整備を進めます。

⑧学校施設の有効活用。総合型放課後事業において学校施設を活用する場合、市が責任をもって管理運営に当たる必要があることから、事故が起きた場合の対応や学校施設の活用

に当たっての費用区分の責任の所在など明確にし、学校や保護者の不安を招くことのないよう努めます。児童の放課後の居場所を豊かにする観点から、児童の要望等も踏まえ図書館や体育館等の学校施設の有効活用を進めます。

⑨支援を必要とする子ども・若者と家庭を支援につなげる仕組みづくり。貧困問題をはじめ、子ども・若者やその家庭が抱える問題の背景には様々な要因が絡み合い、各施策の個別対応のみでは解決が困難であるケースは少なくありません。学校園等の教育現場と各福祉施策を扱う市の福祉部門との連携強化を図る中、学校給食のない三季休業期中に家庭において十分な食事を取れない児童への支援について検討を進めます。

⑩就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受入支援。こちらにつきましては、「小1の壁」や就学前保護者から不安な声をいただいていたこともあり載せております。新1年生につきましては、児童の発達と生活の連続性を保障するために、児童の状況について就学前施設と連携を図ります。また、就学前児童と留守家庭児童会室の児童同士の交流、職員同士の交流を行います。

次のページを御覧ください。

⑪地域との連携による多様な体験活動の推進。地域の大人たちが児童に対し、学校や授業では体験できない地域の特色や多様性を生かした体験活動を提供する取組を推進いたします。

⑫枚方子どもいきいき広場事業への支援。学校や授業では経験できない地域の特色や多様性を生かした体験活動を提供する枚方子どもいきいき広場事業の取組を地域の実情に応じて応援いたします。

次に2つ目の柱としまして、2. 総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備。こちらの①保護者ニーズに合った事業の充実ですが、こちらにも保護者アンケートや本審議会からも保護者ニーズを踏まえた上で取り組むべきとの御意見をいただいておりますので、考え方を示しております。核家族化や共働き世帯の増加、保護者の就労形態の多様化により、子育てと仕事の両立を支援し、「小1の壁」を打破するため、留守家庭児童会室等の放課後児童対策の充実を図ります。特に、小学校入学を境に就学前に比べて子どもを預けることが難しくなり、保護者が子育てと仕事の両立が困難となっていることを鑑み、保護者ニーズに合った事業の充実を図り、児童が楽しく安全に過ごせる居場所と就学後も保護者が安心して就労できる環境を整えます。今後は、昼食サービスの試行実施の検証結果を踏まえ実施の検討を行うとともに、開室時間の延長などの保護者ニーズを踏まえ、事業の充実に向けた検討を行います。

②総合型放課後事業の制度等の周知。こちらにつきましても、本審議会から目的の趣旨を理解してもらい取り組むべきと御意見をいただいておりますので載せております。放課後健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策の放課後オープンスクエアの事業の趣旨を明確にし、保護者にしっかり周知し、保護者が制度を理解し、目的に合わせて利用することで安心して就労できるように努めます。また、保育料等の算定根拠が見える化することで、受益者負担の納得性を高めるとともに、費用に見合った保育料等かどうか定期的に検証します。

③児童の放課後の居場所づくりの推進（再掲）ですが、子どもが放課後に安心して過ごす

ことが保護者の安心にもつながっていくことから、放課後の取組についての考え方を載せております。総合型放課後事業の取り組みについて、事業の質の向上と連携、職員の資質向上と人材確保、施設等の環境整備、学校施設の有効活用、枚方子どもいきいき広場事業への支援などを行いながら、一層強化をしてまいります。

次のページを御覧ください。

8. 放課後児童対策の実実施計画及び目標事業量等になります。年度ごとの小学校の児童数推計と総合型放課後事業実施後の利用実績等を踏まえまして、総合型放課後事業の各事業の量の見込みを算出しております。

まず(1)留守家庭児童会室ですが、全小学校で実施するものとし、総合型放課後事業実施後の利用実績を踏まえ、本市の将来の児童人口推計と「枚方市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」により、保護者のフルタイムの勤務が増加していることや今後の就労意向の増加割合を基に算出した結果を量の見込みとします。

まず、令和7年度ですが、小学校の児童数は1万9,032人の将来推計となっております。令和8年度では1万8,587人、令和11年度では1万6,687人という推計となっております。こちらに令和7年度、来年度の入室率24.9%、令和8年度では24.8%、令和11年度では23.7%と予想しております。こちらを鑑みまして入室児童数といたしましては、令和7年度では4,733人、令和8年度では4,604人、令和11年度では3,957人としております。

次に、放課後オープンスクエアですが、登録率は今後も増加傾向が継続するものとして算出した結果を量の見込みといたします。令和7年度では7,613人、令和8年度では7,621人、令和11年度では7,342人を見込んでおります。

次に、(3)枚方子どもいきいき広場事業ですが、こちらにつきましても継続して今後も支援・援助を行い、事業を継続してまいりたいと考えておりますので、令和7年度から令和11年度にかけて全校実施の44校を目標として設定いたしております。

次のページを御覧ください。

(4)放課後の居場所づくり充実に向けた数値目標となっております。本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの間に、児童の放課後の居場所がどれだけ充実しているか、児童の思いをくみ取るための数値目標として設定しております。

まず、①留守家庭児童会室、放課後オープンスクエア、枚方子どもいきいき広場事業に対する児童の満足度ですが、令和7年度では92%、令和8年度も同様の92%で、令和11年度では94%を目指してまいります。

②留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアで自発的・自主的に活動できていると感じている児童の割合ですが、令和7年度では55%、令和8年度では60%、令和11年度では75%を目指してまいります。

③留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアに事業間連携できている(それぞれの友達と遊べたと感じている)児童の割合ですが、こちらも同様に令和7年度が55%、令和11年度では75%といたしております。

次のページを御覧ください。

9. 放課後児童対策の具体的方策・目標をお示ししております。括弧書きで「拡充」と「新規」という記載がありますが、これまで取り組んできたものをさらに取り組む必要のあるも

のを拡充としております。今回のアンケート調査等で見えてきた中で、新たに取り組む必要があるものを「新規」として記載しております。本日の審議会では、新規を御説明させていただきます。

まず、①留守家庭児童会室等での人権教育の具体的な取組といたしましては、児童の権利侵害時の対応マニュアルの作成に取り組めます。

②留守家庭児童会室等での性犯罪・性暴力防止対策の具体的な取組といたしまして、児童の性犯罪・性暴力防止に向けた留守家庭児童会室の備品の配備をいたします。カーテンやパーティション、防犯カメラ等を考えております。また、委託事業者も含めた全従事者への子ども性暴力防止法の周知に取り組めます。留守家庭児童会室における児童の性犯罪・性暴力の防止措置の国の認定を受けるため取り組んでまいります。

次に、③配慮が必要な児童等への教育・保育の充実と支援の具体的な取組としまして、外国語を母国語とする児童・保護者への支援の検討を行います。医療的ケア児の受入れに向けた体制整備の検討を行ってまいります。

次に、⑤総合型放課後事業の質の向上と連携ですが、総合型放課後事業の運営に児童の意見が反映できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

次のページを御覧ください。

⑥職員の資質向上と人材確保ですが、人材確保につながる留守家庭児童会室支援認定資格研修の本市での実施の検討を行います。指導員マイスター制度の創生、職員表彰など職員のモチベーション向上につながる仕組みづくりに取り組めます。

⑦施設等の環境整備の具体的な取組といたしまして、耐用年数を超えた留守家庭児童会室の学校施設の有効活用を含めた老朽化対策計画の策定をいたします。留守家庭児童会室のトイレの洋室化、男女別トイレの設置などのトイレ環境の整備に取り組めます。

次に、⑧学校施設の有効活用ですが、学校施設を活用する場合の管理運営等に係る学校との協定の締結に取り組めます。

⑨支援を必要とする子ども・若者と家庭を支援につなげる仕組みづくりでは、家庭において十分な食事をとっていない児童への三季休業期の昼食サービスを活用した支援の検討を行います。

⑩就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受入支援ですが、留守家庭児童会室入室前の就学前児童の体験受入れに取り組めます。就学前施設と留守家庭児童会室の児童同士や職員同士の交流に取り組めます。

次に⑪ですが、地域との連携による多様な体験活動の推進では、三季休業期など児童の体験活動の取組の推進を検討してまいります。

⑫枚方子どもいきいき広場事業の支援では、地域の実情に応じた枚方子どもいきいき広場事業への支援に取り組めます。

次のページを御覧ください。

②保護者ニーズに合った事業の充実ですが、留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加及び放課後オープンスクエアの運営時間の延長実施の検討をしてまいります。

③総合型放課後事業の制度等の周知ですが、留守家庭児童会室の保育料や放課後オープンスクエアの使用料の算定根拠の見える化・公表と定期的な検証を行ってまいります。

最後に、37 ページを御覧ください。

10. 放課後行動計画の推進体制ですが、放課後児童対策を計画的に推進していくためには、毎年度、具体的方策や目標の達成状況等の検証・評価を行っていく必要があります。このため、庁内委員会である児童の放課後対策検討委員会や本審議会である児童の放課後対策審議会において検証・評価を行い、その審議内容を踏まえ、必要に応じて放課後行動計画を見直し、こども計画への反映を行います。総合型放課後事業を実施してから、令和7年度4月で3年目を迎えます。今後は、こども計画並びに放課後行動計画に基づき、放課後児童対策を計画的に進める中で、検証・見直しを行いながら将来にわたって児童にとってよりよい居場所となるよう総合型放課後事業の在り方について議論を重ねてまいります。

説明は以上でございます。

#### 【会長】

ただいま協議案件1について説明がありました。委員の皆様から何か御質問や御意見はございますか。

#### 【委員】

3 ページのこども計画と放課後行動計画との関連について、言葉の定義や基本的な考え方を御説明いただきたいのですが、施策目標に「すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進」とあり、その具体的な推進方向として「人権教育の推進」という言葉があります。一般的な人権教育、人権の尊重というものと、本計画で対象とする子どもの権利について、具体的に使い分けをしているのでしょうか。ここで「子どもの権利の推進」となっていない理由があるのでしょうか。

#### 【事務局】

推進方向1. 「人権教育の推進」というのは、現在策定しておりますこども計画において推進方向として掲げている文言です。こども計画上は39歳までの若者を対象とした子ども・若者・子育て当事者全てに対して人権教育の推進を掲げております。あくまでもこの表は、幅広く対象としているこども計画からの一部抜粋となっております。

#### 【委員】

この人権という表記の中に、子どもの権利は内包されるということですね。

ただ、昨今特段子どもの権利がクローズアップされており、一般的な人権教育の中から取り出した子どもに固有の権利として、例えばそこに携わる職員等、社会全体の大人が子どもの権利について学習を深めていくということが大きな流れとしてあります。

同時に、子どもに対する人権教育というのは、一般的な「人権を尊重しましょう」という教育と合わせて、子ども自身が自身には子どもとしての固有の権利があるということ、自分自身で権利の主体者として理解することも内包されると思います。御説明ありがとうございます。

**【事務局】**

こども計画の中では先ほどご説明した位置づけですが、こちらの記載については、国の放課後児童クラブの運営指針の子どもの権利と同様の考えですので、委員のご意見をいただいて、表記を変更することも検討します。

**【委員】**

6 ページの課題に書かれている文言はわかりやすく整理されたものですが、何をしたいのか、誰が行うのか具体的に教えていただけますか。例えば子どもの権利について、職員が障害への理解を一層深めて児童の特性に応じた支援を行うのであれば、誰が職員をどのように教育して、どのように実現していくのか疑問に思いました。

**【事務局】**

例えば職員がどのように研修をするかについては、29 ページ以降に考え方と方向性をお示ししております。職員研修は「⑥職員の資質向上と人材確保」というところです。それに基づいて34 ページ以降でお示ししている9. 放課後児童対策の具体的方策・目標に反映し、矢印でいつ検討や実施を行うのか記載しております。

**【委員】**

研修計画はたてられますか。

**【事務局】**

研修計画を作成する予定です。35 ページの⑥で、「人材育成計画・研修計画の策定」をあげております。

**【副会長】**

課題について、アンケートや意見聴取で様々な情報を持っておられますが、こちらに記載されているものはどこにでも共通するようなものに見えます。枚方市で今まで実施してきた3年間や、試行実施のデータを持っておられるなら、そこから出てきた課題について具体的なものが出てくるとよいと思います。

**【事務局】**

具体的な課題が見えないということでしょうか。

それについては、アンケート調査等から見えてきたことで10 ページから28 ページまで記載しております。また、26 ページは後日記載としており、ここで枚方市としての課など具体的な内容等を今後お示しさせていただきたいと思っています。

**【副会長】**

実際の事例としてどういうものがあつたのか、全くそういうことがなかったのか等、事実が分からないので、課題が一般的な見え方になっています。具体的な課題をこちらで書かれ

るとよいと思います。

**【事務局】**

委員のおっしゃる通り、アンケートから見えてきた課題以外に、運営している中での課題についても具体的に落とし込んでいきたいと思います。

**【会長】**

行動計画となりますので、具体性を伴う必要があると思います。

**【委員】**

33 ページの数値目標について、①の満足度は90%以上ですが、②の自発的・自主的に活動できていると感じている割合と、③のそれぞれの友達と遊べたと感じている割合が半分になっています。これはどのような考え方になるのでしょうか。

**【事務局】**

総合型放課後事業は試行実施の時期から、児童の満足度が約90%となっています。ただし、具体的な意見を聞いてみると、ルールが多い等の意見が多くありました。先日、審議会視察を行った際にも、そのような声を直接聞かれたかと思いますが、改善に向け取り組んでいくことから、②と③はこの割合になっております。

**【委員】**

おおむね満足しているが、その中でもっと自分の思うとおりにやらせてほしい、先生の介入が多過ぎる、介入の仕方ですぐに子ども自身のやる気を引き出してくれるというより何か押しつけられているのではないかと、子どもの一定の意見表明として5割、6割になっていると思います。事業間連携については物理的な切り分けもありますので、また別の問題なのではと思います。

9割の満足度はとても高いと思いますが、そもそもアンケートの回答率が19.3%なので、恐らく声なき声が多いと思います。これが子どもたちの意見の集約の一番難しいところですが、回答してくれたり、その回答がかなり明瞭であったり、意見として言語化できている子の意見以外は計画に反映しづらく、実はニーズを抱えている子は言語化を必ずしもできるとは限りません。また、聞き取り方法を工夫しないと、例えば、インターネットを使って回答できる子どもたちの満足度しか反映されないといったことの懸念もあるかと思いました。

**【事務局】**

計画を策定するためにアンケート調査を行ったため、全児童を対象とし、回答率は19.3%と低くなっておりますが、アンケートの許容誤差としては2%となっておりますので信頼性はあると考えています。これとは別に満足度等を把握するために毎年行っている留守家

庭児童会室と放課後オープンスクエアを利用している児童対象のアンケートでも、委員がおっしゃるように明瞭な答えが多い印象です。そちらの回答率は約 60%前後となっております。

#### 【会長】

アンケート調査を意見聴取で補完していくことになるかと思いますが、子どもの満足度という非常に主観的なメンタル面を計画に盛り込み、将来的な部分も数値化をするというのは、何か子どもを操作しているような印象を受けます。こういった数値の出し方は、問題があると思います。子どもの人権の面から考えても配慮が必要ですので、例えば文章化や、表現の方法を工夫していただければと思います。このままの表記では、数字が独り歩きしてしまう可能性があります。

#### 【事務局】

検討します。

#### 【委員】

6 ページ、7 ページにわたって④、⑤、⑥のところで、1 つは関係機関との連携について書かれていますが、例えば、いじめ問題では、どの関係機関と連携するのか見えたほうが良いと思います。

⑤についても、学校や関係機関との連携と書かれていますが、支援を必要とする子どもは、生活上に福祉ニーズがあったり、虐待が疑われていたり、そういった児童を対象としていると思います。その場合、ここでの主語は留守家庭児童会なのか、オープンスクエアも含んだ留守家庭児童会室等という放課後全般の事業がそこまで踏み込むのか、例えば、要保護児童対策地域協議会にも放課後児童クラブとして責任を持つのか等の話になってくると思います。

⑥の就学前施設でいうと、保育園や幼稚園、認定こども園と留守家庭児童会室の児童同士の交流は、どのように実施するのかという具体的なイメージや実例があれば、それを全市的に好事例として広めていくような方法があると思います。児童同士の交流もそうですが、子ども一人一人の状況の引継ぎも、学校と就学前施設は十分されていると思いますが、放課後の施設と就学前施設との接続は難しいところもあると思うので、具体的な方法が見えたほうが良いと思います。

#### 【事務局】

⑤の支援を必要とする子どもについては、現在留守家庭児童会室は要保護児童対策地域協議会に入っております。基本的には、留守家庭児童会室の方が児童の情報を把握していますが、オープンスクエアについても見守り事案等はあるので、学校、まるっとこどもセンター、子ども家庭支援センター等も連携して取り組んでおります。また、就学前施設とは、先行して何ができるか夏ごろに打ち合わせさせていただき、子どもたちが落ち着いた時期に留守家庭児童会室の部屋で交流ができたらというお話もございます。それが好事例となる

よう、まず取り組んでみるというのが大切であると考えております。そうした件について、先ほど、ご指摘いただきました具体的な方法として本計画にどのように記載できるか考えさせていただきたいと思っております。

#### 【会長】

その関連で⑤について、「貧困」という言葉が出てきますが、市民がこの計画を見られたときに、この「貧困」という文字が一体何を表しているか不明確です。今マスコミ等でも「子どもの貧困」等は、いろいろな使われ方をします。大概是経済的貧困が中心に考えられますが、「貧困」というのは、総合的なもの、生活全般の貧困、それからメンタル的な貧困等、色々な意味合いが存在するので、この表記では誤解が生じる可能性もあると思っております。例えば事例的なことを入れておくと、これを読まれた方もイメージがしやすいのではないかと思います。何度か「貧困」という言葉が出てきますので、その扱い方を検討していただければと思います。

#### 【事務局】

言葉の注釈をつける等、検討します。

#### 【委員】

30 ページの⑤、⑥のところで、総合型放課後事業の質の向上と連携、職員の資質向上と人材確保があります。どのような理念や目的をもった事業であっても、実際にどんな方がそこで仕事をされるのかによって、質は大きく影響を受けると考えています。国の放課後児童対策パッケージで、令和6年度からのメニューとして常勤複数配置に対する補助を拡充する方向で示されています。例えばそれを市として、国の事業に合致する労働条件となっているのか、責任をもってお仕事をさせていただく常勤の職員を複数配置するのか、もう既に配置しているけれどもこんなことを考えている等、お聞かせいただけますか。

#### 【事務局】

令和5年度から総合型放課後事業として一体的に運営するという事で、職員も新たな体制にし、週 38.75 時間のフルタイムの職員を各室2人体制で配置しています。それにつきましては、5 ページの中段あたりに「フルタイムの統括責任者等を配置し、責任と役割を明確にした新たな運営体制を整えました」と記載している部分でございます。

#### 【委員】

分かりました。ありがとうございます。職員の処遇が、人材確保や質の向上にとっても密接な関わりがあると思っています

#### 【副会長】

総合型放課後事業を推進してこられて、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの児童の交流が足りていないことは今の課題ですか。

**【事務局】**

夏の視察の際は、外遊びの後の時間であったため、見ていただくことがあまりできませんでしたが、実際には両事業の児童と一緒に遊ぶ時間もあります。ただ、学校によって少し温度差もあり、実際に子どもたちも十分に一緒に遊んでいるとの声がまだ少ない中では、一層推し進めていく必要があると考えています。

**【委員】**

令和7年4月から放課後児童クラブの運営指針が改正されます。子どもの意見を聞かなければならない、子どもの権利を学ばなければならないということが徹底的に入っていますが、34ページ、35ページの具体的な方策・目標は改正される運営指針の内容と適合していますか。

**【事務局】**

国の運営指針の改正に適合する形で、子どもの権利や、性犯罪・性暴力の防止についても反映させていただいています。それを具体的にどう行っていくのかは、現場と一緒に考えていく必要があると思っていますので、令和7年度に検討と書かせていただいております。

**【委員】**

「子ども」と「児童」の違いを教えてください。こども家庭庁はほとんど「こども」と表現して、漢字も平仮名で表記することを推奨していますが、枚方市は「児童」をお使いになるのですか。

**【事務局】**

枚方市としては、まだ、議論ができていませんが、本計画の中では言葉を統一するために児童という形で書かせていただいています。

**【委員】**

「児童」というと個々の対象になると思います。「こども」というのは権利の主体だという認識をしています。だから「児童の権利条約」とは言わないです。ユニセフ訳は「子どもの権利条約」と言います。そういう背景があるので、少し意識していただければと思います。

**【会長】**

具体的方策・目標で、ブルーの線は拡充をしていく、オレンジの線はこれから取り組んでいくということになると思いますが、点線が気になります。全部点線というのは、いつかやりますみたいな雰囲気に見えるので、ここに盛り込む必要がないのではと思います。それぞれの線が何を表しているのかという凡例を、ここに載せていただければと思います。

**【事務局】**

課題があり、具体的に何か対応すべき必要がある旨は書き表すべきかと思っており、記載

しております。予算措置も関わることであり、今後庁内協議を進めながら実施を検討するため点線で「検討」としています。

**【会長】**

5年計画のため、ここを取り組みますという内容が中心になるべきだと思いますので、今後の検討課題で別途挙げてもよいのではないのでしょうか。

**【事務局】**

検討します。

**【会長】**

③の医療的ケア児の受入れに向けた体制整備の検討は、5年では無理ということが明らかに見えてくるのではないのでしょうか。医療的ケア児へ訪問型として、放課後にできることをつくることや、放課後事業で受け入れていくというようなことだと思います。他のものも、本当に難しいものが点線で挙がっていると思います。結局、市民が見たときに、これは実施しないという感じで終わってしまうと思うので、課題としてはっきり書いていただくほうが良いのではないかと思います。

ほかどうでしょうか、皆さん、よろしいですか。

(なしの声あり)

**【会長】**

今日も委員の皆様から様々な貴重な御意見をいただきました。誠にありがとうございます。本日の審議会をもって、一定の答申案を取りまとめていき、次回の審議会では答申書をお渡しする準備を進めていくことになると思います。本日の審議会後、御意見、御質問等があれば事務局まで御連絡をいただくようお願いいたします。事務局はそれを踏まえ、進めたいと思います。

最終的には御一任いただいて、修正した内容をもって本審議会の答申とさせていただきたいと考えております。そのような進め方を今後させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

**【会長】**

ありがとうございます。次回、最終ということになりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の案件に移らせていただきます。次は報告案件1「留守家庭児童会室等での三季休業期昼食サービス試行実施結果について」、事務局より説明をお願いします。

## 【事務局】

資料2を御覧ください。

これまで保護者から要望を受けていました三季休業期の昼食サービスにつきまして、夏季休業期に試行実施をいたしました。8月26日に試行実施期間を終了し、アンケートの集計をいたしましたので今回、報告をさせていただきます。

1. 目的としましては、これまで要望はありましたが、注文、集約、集金等、様々な課題を有していたことから、これらの課題を解決するため公民連携プラットフォームの仕組みを利用して、事業の実施方法や継続可能性を検証するため、夏休みに昼食サービスの試行実施をいたしました。

試行実施期間は、7月24日から8月26日となっております。

試行実施した施設・対象者は、お弁当提供事業者が対応可能な施設で、各地域ブロックから選定した11校で行いました。対象者は、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの利用児童となっております。

4. 事業の概要としましては、保護者と児童がLINEアプリにてメニューの確認及び、注文を行い、アプリで支払いをするという内容になります。児童は留守家庭児童会室にて職員からお弁当を受け取ります。1食当たりの値段につきましては、550円から570円という設定でございました。

5. 利用状況ですが、(1) 総合型放課後事業に参加した児童のうち昼食サービスを利用した児童の割合となっております。留守家庭児童会室では参加人数が1,176人、そのうち昼食サービス利用者人数は417人で、利用率は35.5%です。放課後オープンスクエアにつきましては、参加人数が1,091人、昼食サービスの利用者人数が146人で、利用率は13.4%でした。全体としましては、参加人数が2,267人、サービスの利用人数が563人、利用率は24.8%となっております。

(2) 1日の昼食サービスの平均利用率を示したものになります。総注文数は2,548食で、注文日数は23日となっております。留守家庭児童会室では、平均参加人数が711人、昼食サービスの平均注文数は89食で、利用率は12.5%。放課後オープンスクエアでは306人で、21食で、利用率は6.9%。全体としましては、利用率が10.8%となっております。

下の表は、日にち別の注文食数をお示ししたものです。特に8月13日から16日まではお盆期間でございましたので、注文数がかなり低くなっております。

(3) 利用日数別の人数をお示したものでございまして、今回の試行実施では、1日のみの利用者が一番多く171人となっております。1日から5日までの利用者が全体の約70%となっております。

6. アンケート調査結果となります。アンケートの詳細につきましては、参考資料2-1、2-2でまとめておりますので、御確認ください。対象者につきましては、試行実施校の11校の総合型放課後事業利用児童及びその保護者です。アンケート実施期間は、9月9日から9月30日まで行いました。実施方法としましては、WEBアンケートです。回答者数は、児童は484人、保護者は1,137人となっております。

【5】アンケートの内容のまとめとなっております。まず(1)は、児童の意見をまとめたものでございます。お弁当を食べていない児童からは、「お弁当を食べてみたい」「おいし

そう」という声が多くありました。お弁当を食べた児童への「ご飯の量、おかずの量」についての質問では、「ちょうどよかった」と回答した割合が一番多くなっていますが、1年生では「ご飯の量が多かった」と回答した割合が「ちょうどよかった」を上回っています。お弁当を食べた児童の感想としましては、「おいしかった」と回答した件数が一番多かったですが、「おうちの人が作ったお弁当」を求める声が多いことが確認できました。

保護者の意見としましては、昼食サービス利用の感想としまして、「お弁当づくりの負担軽減になった」「子どもが喜んでいた」「保護者の都合でお弁当を作れない日も参加できた」などの声がある一方で、「お弁当の単価が高い」「野菜が少ない」「ヘルシー志向でない」等、価格やメニューについての改善を求める声も多くありました。価格について、サービスの利用の有無にかかわらず「高い」と感じている保護者が多いものの、内容に対する価格設定は「妥当」と回答した割合が一番多くなっております。今回の試行事業と同内容での本格実施した場合の利用希望を聞いたところ、「必要なときに利用したい」と回答した割合が79.4%と一番多くなっています。

7. 課題と今後の方向性ですが、アンケート等を踏まえまして、児童からは今回のお弁当に対しては「おいしかった」「食べてみたい」との声が多くありましたが、「家庭のお弁当が一番よい」という声が多く見受けられました。保護者からは、価格やメニューについて改善を求める声があるものの、多くの保護者が選択の1つとして事業実施を望まれていることが確認できました。

試行実施期間の児童の出席状況ですが、試行実施施設は昨年度よりも出席率が高かったという結果が出ております。また、昼食サービスの利用率は全体で10.8%ですが、事業者にはこの利用状況で事業の継続が可能と確認しております。今回の試行実施によりまして、これまで課題としていました注文の集計や集金を要する事なく、昼食の選択肢が増えたことにより、保護者がお弁当を作る負担軽減が図られたと考えています。今後はアンケート結果を踏まえ、子どもたちに合った量やメニュー、価格設定の変更や全校での実施に向けた事業者の開拓などを進めるとともに、福祉的な観点も含めて検討していきます。

報告案件は、以上でございます。

**【会長】**

ありがとうございます。

**【委員】**

このお弁当、事務局の方、どなたか食べましたか。  
おいしかったですか。

**【事務局】**

おいしかったです、毎日、子どもが食べるお弁当とは少し違うかなと思います。

**【委員】**

子どもはおうちで作ったお弁当が一番おいしいと言っているのだから、その意見を聞いて

てもらって、保護者がお弁当を作るのは当たり前のことだと思います。

#### 【委員】

今後の方向性というところで、福祉的な観点というのは、要するに3食を食べられていない子どもへの対応として、無料で提供するということなのか、どのように展開していくのかと思いました。

#### 【事務局】

国も昼食提供サービスを推奨していく方向の中で、この課題について触れています。国からは、留守家庭児童会等において子どもたちが弁当の持参・購入が難しい場合の弁当の配達等による支援についての補助金の活用を推奨する話がございます。本市では例えば、この夏に放課後オープンスクエアにお弁当を持ってこられないお子さんがおり、一旦家に帰って戻ってきたが、家で食べられていないだろうという様子の子がいたり、お弁当が、ごはんもなくウインナーだけだったりというようなケースもございました。そうした児童に対する支援として、1つのツールとして何かできることはないかと考えています。ただ、実施するにあたり課題も大きく、提供の仕方や、お金の取り扱いについても様々な検討が必要だと思っております。

#### 【会長】

子ども食堂ができていった経過の中でも、最初の意図と違う形になっていったということもありますから、事業の趣旨を明確にしていく必要があると思います。

「福祉的」という言葉も、様々な意味を含んでいますから、これを一般の方が読まれたら何か分からないのではと思います。行動計画としては、具体性を持って示していくということが大事だと思います。

#### 【事務局】

三食食べられない子がなぜ食べられないのかという理由には、とても広い領域が有ると思っており、そこで「福祉的」という言葉を使っていますが、もう一度検討いたします。

#### 【会長】

アレルギーの問題で、みんなと同じものを食べるのが困難な子もいます。そのため、食べないという選択をするといったこともありますので、そのあたりも、もう一度考えていただければと思います。

ワンコインって高いですね。夏休みだったら、食中毒等の問題もありますので、メニューを増やすのは厳しいかもしれませんが、パンを食べたい子もいると思います。

#### 【委員】

事業者も、この単価でこの食数で事業として引き受けられるのか、それは会社の中身によるのですが、例えば懸念されるのは、これでサービスとしてスタートして、実際ほかの

自治体さんで学校給食であった事例のように、倒産して逃げちゃって食事の提供が止まることもあり得るので、価格設定で商売として成り立つのかと思います。地域の近くにあるお店の協力や、地産地消的な観点が入ってもいいと思います。

**【委員】**

申込みは当日でも可能ですか。

**【事務局】**

今回、二つの事業者で実施し、業者に依って締め切り時間が違いました。前日の夕方5時までと、土日を含まずに前日の午前10時までとなり、事業者の都合次第になってしまうと思います。

**【委員】**

当日、体調を崩したときどうなるのでしょうか。

**【事務局】**

その場合、保護者がお弁当を取りにこられることもありました。

**【会長】**

オープンスクエアで、子どもたち自身が当番制で取り組んでいくのもいいのではと思いました。

他にご意見よろしいですか。ないようでしたら、本報告について御確認いただけたものとします。

その他、事務局より何かありますでしょうか。

**【事務局】**

素案に関しまして、その他御意見等がございましたら、期間が短く申し訳ございませんが、10月23日水曜日までに事務局の放課後子ども課まで御連絡いただきますようお願いいたします。また、次回の審議会は12月4日水曜日、午後3時で、場所は本日と同様に第3委員会室になります

事務局からは以上です。

**【会長】**

それでは、令和6年度第5回児童の放課後対策審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。